



不用品の“買い取り”や“回収”の訪問サービスに注意!

「不用品を買い取る」「無料または安価で処分する」などの広告や電話勧誘による契約トラブルが増えています。家族や身近な人と声をかけあって、被害を未然に防ぎましょう。

【事例1】貴金属の強引な買い取り

衣類を売ってほしいと電話があり、業者に訪問してもらったら、貴金属も見せるよう要求され、強引に買い取られた。

売るつもりのない貴金属の売却を迫られても、物品を見せず、きっぱり断りましょう。

【事例2】高額な料金の請求

不用品回収の広告を見て、業者に訪問してもらい、トラックに積み込んだら、広告に記載されていた料金よりも、はるかに高額な料金を請求された。

不用品の量や状態によっては、追加料金が発生する場合があります。作業開始前に支払う見込額を確認することが大切です。



不用品の収集・運搬業は、市町村による「一般廃棄物処理業」の許可が必要です。



- ▷ 買い取ってもらう場合は、必ず契約書を受け取り、すぐに物品の種類、買取価格、買取業者の名称や連絡先などを確認しましょう。
- ▷ 事業者の来訪時は、なるべく家族や身近な人に立ち会ってもらいましょう。

* 市ホームページ(右QR)に、ほかの事例も紹介しています。ぜひご覧ください。

相談先…五所川原市消費生活センター Tel33-1626 または Tel26-5881



〈五所川原市 相談窓口紹介ネットワーク 連絡先〉

相談の種類	相談の内容	相談窓口	電話番号・受付時間
消費生活相談	商品・サービスの提供や契約に関する苦情相談、および多重債務に関する相談	五所川原市消費生活センター	Tel 33-1626 / Tel 26-5881 月～金 9:00～16:00 (祝日・年末年始を除く)
		消費者ホットライン	局番なし 188(いやや) 月～金 9:00～17:30 土・日・祝 10:00～16:00 (年末年始を除く)
	借金(多重債務)などに関する相談	消費者信用生活協同組合	Tel 0120-102-143 月～金 第2・4土曜日 9:00～17:00(祝日を除く)
生活一般相談	日常生活のあらゆる心配ごと	五所川原市社会福祉協議会	Tel 39-1212 24時間
女性・子どもに関する相談	ドメスティックバイオレンス・子育て全般に関すること	五所川原市子育て支援課	Tel 35-2111(内線2482) 月～金 8:30～17:15 (祝日・年末年始を除く)